#### 独立行政法人 経済産業研究所 (RIETI)



# BBLセミナー コメント資料

## 2020年3月27日

# 『内憂外患』に直面する中国経済 -危機はさらなる改革開放の契機になるか? 関志雄

資料からの引用は不可

https://www.rieti.go.jp/jp/index.html



#### 「内憂外患」に直面する中国経済

一危機はさらなる改革開放の契機になるか? **一** 

独立行政法人経済産業研究所 コンサルティングフェロー 株式会社野村資本市場研究所 シニアフェロー

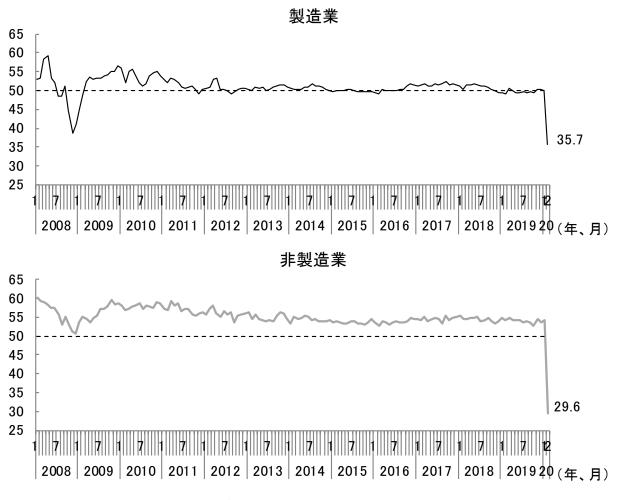
関志雄

#### 新型コロナウイルスの感染症流行による中国経済への影響 -2003年のSARSとの比較-



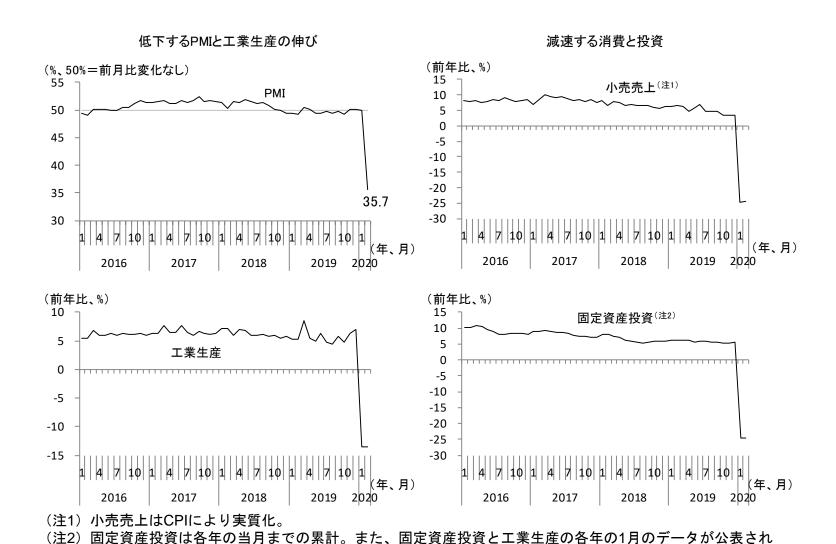
- ■経済へのマイナス影響は2003年のSARSの時より深刻
  - 死亡者数は、すでにSARSの時を大幅に上回っている。
  - ただし、厳しい対応策が取られたおかげで、収束に向かっている。
- ■2003年のSARSの経済への影響は第2四半期に集中
  - GDP成長率は第1四半期と比べて2%ポイント下がったが、それでも9.1%に達した。年後半に成長率が回復し、通年の成長率は10.0%。
- ■今回の影響は第1四半期に集中
  - 第1四半期の成長率は、新型コロナウイルス流行の影響により4%ポイント抑えられ、昨年第4四半期の 6%から大幅に低下し、マイナスになるだろう。
  - もし、新型コロナウイルスの流行が3月にも収束し、年後半に成長率が6%程度に回復しても、年間では 5%を割ると予想される。
- ■懸念される海外における新型コロナウイルスの感染拡大によるブーメラン効果
  - 新型コロナウイルスの海外からの逆輸入
  - 主要市場における株価の暴落と世界経済の減速

#### 過去最低に落ち込んだPMI



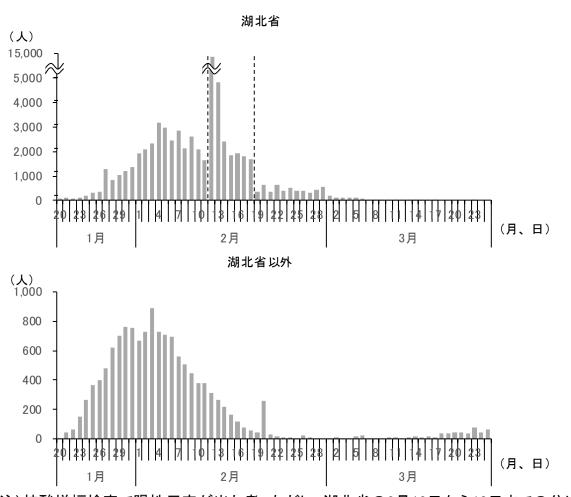
(出所)中国国家統計局より野村資本市場研究所作成

#### 鮮明になった中国における景気の減速



ておらず、1月と2月の数字はともに1-2月の累計。 (出所) 国家統計局より野村資本市場研究所作成

#### 中国本土で新たに確認された感染者数



(注)核酸増幅検査で陽性反応が出た者。ただし、湖北省の2月12日から18日までの分には、CTスキャン検査で感染が確認された者も含まれる。

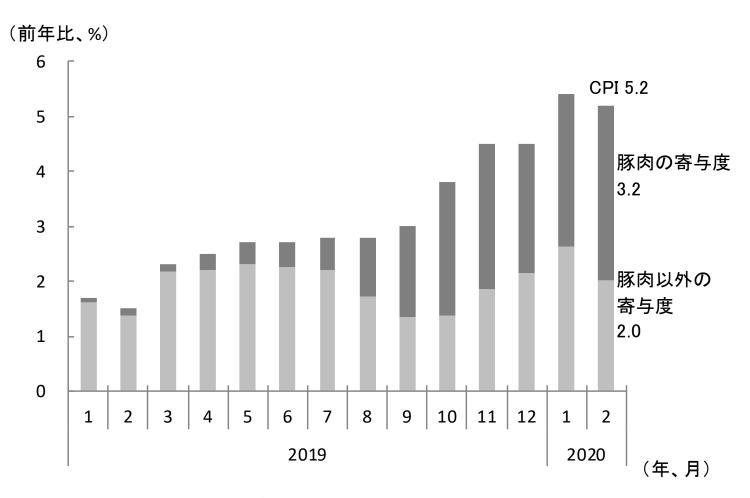
(出所)中国国家衛生健康委員会、湖北省衛生健康委員会より野村資本市場研究所作成

#### 求められる政府の対応

- 短期:景気対策よりも企業救済
  - 政府による何らかの経済対策が必要だが、これは、従来のようなインフラ投資を中心とする財政拡大ではなく、影響を受けている企業への救済策が中心でなければならない。
  - 中央銀行は8,000億元の特別融資額を用意。
  - 中小企業を対象とする増値税(付加価値税)の減免。
- ■中長期:「多難興邦」を実現するために、制度改革が必要
  - 情報公開、言論・報道統制の緩和
  - 権力の過度な集中の是正
  - 幹部の選抜制度の見直し、専門家の起用
  - NPO、NGOなどの社会組織の機能強化

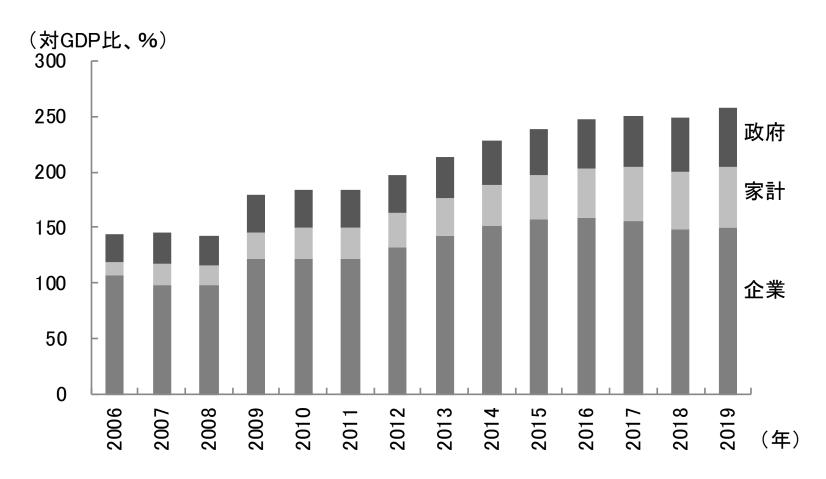
### CPIインフレ率の推移 一豚肉価格の寄与度ー





(出所) 中国国家統計局より野村資本市場研究所作成

#### 中国における非金融部門の債務の推移



(注)期末値。2019年はQ3。

(出所)BISより野村資本市場研究所作成



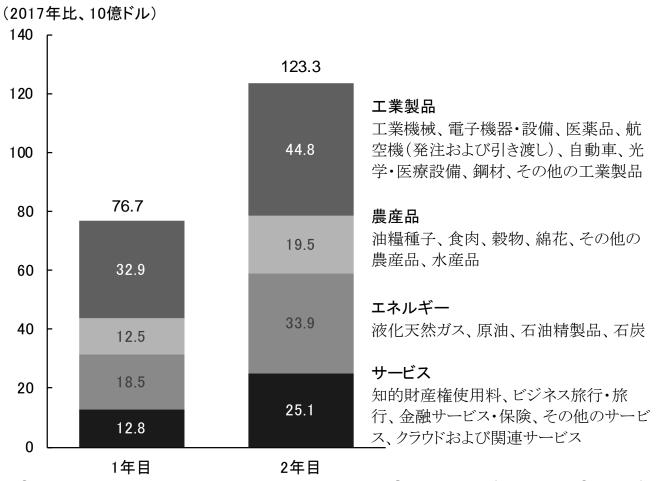
#### 「米中第一段階協定」の内容

8最終条項	「協定」は署名後30日以内に施行される。米中双方は、他方に通知すれば、「協定」から離脱することができる。	
⑦二国間評価と紛争解決	「協定」の効率的な実行を確保するために、USTR代表と中国の副首相が率いる貿易枠組みグループを設立する。また、米財務長官と中国副首相によるマクロ経済対話を再開させる。	
⑥貿易の拡大	中国は米国からの財とサービスの輸入を、2017年の貿易額を基準に、今後2年間で計2,000億ドル以上増やす。	
⑤マクロ経済政策と為替レート 関連事項及び透明性	米中は、互いに相手国の金融政策の自主性を尊重することを前提に、為替操作を回避するために 国際通貨基金(IMF)の関連規定を順守し、市場原理に基づく為替レートの決定という原則を守り、 通貨安政策を控え、輸出競争力の強化を目的とした目標為替レートの設定を行わない。	
④金融サービス	中国は銀行、証券、保険、電子決済、信用格付け、先物分野における公平、有効、無差別的な市場参入原則を徹底し、2020年4月1日までに証券や保険などの分野における外資の持ち株比率の上限を撤廃する。	
③食品・農産品の貿易	中国は米国の乳製品、牛肉、大豆、水産物、果物、飼料、ペット食品などの農産物と食品の輸入に対する非関税障壁を減らし、製品の輸入を拡大し、同時に、小麦、トウモロコシ、米の関税割当の管理方法を改善する。	
②技術移転	技術移転と技術ライセンスは自由市場の原則に従い、技術移転を市場参入、行政承認の条件とすることを禁止し、政府主導の外国技術の取得を目的とした対外投資を禁止するとともに、すべての法執行と行政手続が中立的、公平的、透明的、無差別的であることを確保する。	
①知的財産権	双方の知的財産権分野の保護について、商業秘密の保護、特許有効期間の延長、薬品関連の知的財産権、商標と地理的表示、偽物と海賊版製品の取締りなどの多くの領域を対象にルールを決めると同時に、知的財産権の法執行を強化する。	

(出所) USTR, "Economic and Trade Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the People's Republic of China," January 15, 2020より野村資本市場研究所作成



#### 中国が約束した今後2年間で拡大させる対米輸入の産業別構成



(出所) USTR, "Economic and Trade Agreement Between the Government of the United States of America and the Government of the People's Republic of China," January 15, 2020より野村資本市場研究所作成

### 米国による中国製品を対象とする追加関税率 -米中第一段階経済・貿易協定に合わせた調整-

		金額口億ドル)	追加関税率	
	対象品目		調整前 (2020年2月13日まで)	調整後 (2020年2月14日以降)
第一弾	<ul><li>・自動車</li><li>・産業用ロボット</li><li>・医療機器 など</li></ul>	340	25%	25%
第二弾	<ul><li>・半導体</li><li>・電子部品</li><li>・プラスチック・ゴム製品</li><li>・鉄道車両・部品</li><li>・通信部品</li><li>・産業機械 など</li></ul>	160	25%	25%
第三弾	・機械類、電気機器 ・家具類 ・食料品・日用品 など	2,000	25%	25%
第四弾	・スマートウォッチ ・テレビ関連機器 ・スポーツ・レジャー用品 など	1,200	15%	7.5%
	・iPhoneなどスマホ ・ノートパソコン ・ゲーム端末 など	1,600	0%	0%

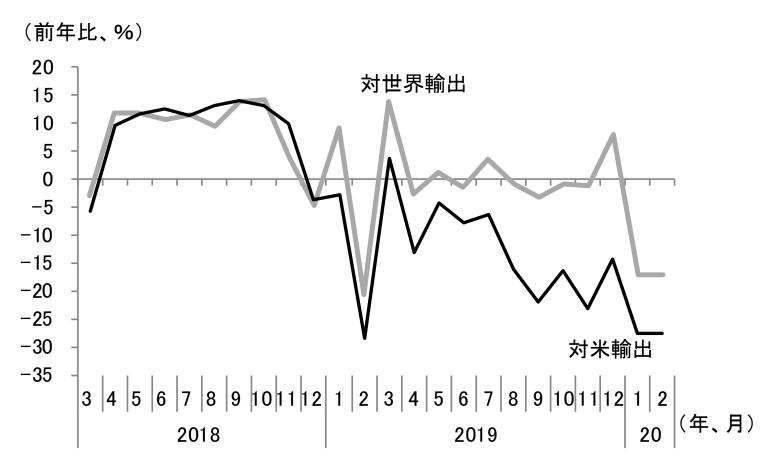
(出所) USTRより野村資本市場研究所作成

#### 大きく譲歩した中国

- ■中国側の大幅な譲歩がなければ、今回のような形での米中合意はできなかったはずである。
- ■2019年5月に、劉鶴副首相がワシントンで米国との協議を終えた記者会見において挙げた「協定」の前提条件
  - 1. 米国側による追加関税を全面的に撤廃すること
  - 2 対米追加輸入をより現実的規模に限定すること
  - 3. すべての国には尊厳があり、協定文書のバランスを改善すること
- ■今回の「協定」は、この三つの条件を明らかに満たしていない。
  - 今回の合意は、ほぼ一方的に中国が米国の要求を受け入れるという形になっている。実際、「協定」において"China shall"という表現で表される中国側の約束は97項目もあるのに対して、"the United States shall"という表現で表される米国側の約束は5件しかない。しかもこの5件とも、中国側が約束を履行する際に米国がそれに協力するという実務的内容になっている。
- ■米中貿易戦争が勃発した当初、中国の国内では、戦って勝つと主張する「タカ派」の論調が主流だった。しかし、次から次へと米国による中国製品を対象とする追加関税が実施された結果、対米輸出の落ち込みと景気の減速が鮮明になるにつれて、貿易戦争の早期終結を望む「ハト派」の見解を反映する形で、政府の対米交渉のスタンスも軟化してきたのである。

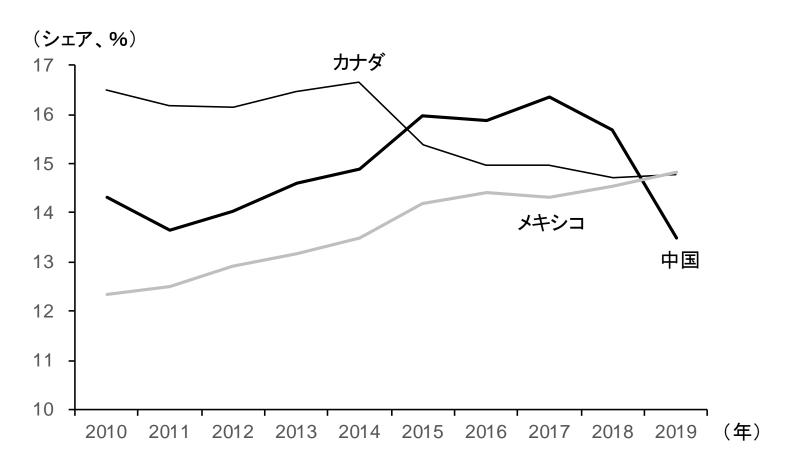
#### 残された課題

- これまでの米中貿易戦争は、関税引き上げ合戦を中心に展開してきた。今回の「協定」を経て、双方による関税の一層の引き上げが避けられ、 事実上の「停戦」が実現できた。しかし、多くの課題がまだ残っており、「終戦」への道のりは依然として険しい。
- ■「協定」に従えば中国の対米輸入が大幅に上昇するが、その一方で、依然として高い米国の追加関税率に阻まれて、中国の対米輸出の回復は期待できない。このことは、米中間の貿易不均衡の縮小につながると同時に、「外需」(GDPベースの輸出から輸入を引いたもの)の減少をも意味するため、中国経済の減速に拍車をかけかねない。
- 一部のエコノミストは、今回の「協定」が2001年のWTO加盟と同様、外圧となって、改革開放を促進する力になると期待しているが、両者の間には決定的違いがあることを認識すべきである。
  - WTOは、多国間協定であり、メンバーの間では最恵国待遇原則が適用される。これに対して、今回の「協定」は、二国間のものであり、両国 (特に中国)に適用される多くの措置は、第三国には適用しないことになっている。
  - WTO加盟は関税の低減などで自由貿易を促進したが、今回の「協定」は米国からの輸入の数字目標を多く定め、管理貿易の色彩が濃い。これらの米国に対する特殊待遇は、最恵国待遇原則に反するものであり、中国国内や他の国の企業や産業にとって、不公平な競争を意味している。
- 今回の「協定」においては、米国側の関心事である、中国が産業振興という名の下で進めている「中国製造2025」に象徴される産業政策や、それを実現するための補助金制度について、全く触れていない。これらが第二段階協議の中心議題になると予想されるが、「国家資本主義」と見なされている中国の政治経済制度の根幹にかかわっているだけに、交渉は難航する可能性が高い。
- 仮に第二段階の交渉も順調に進み、米中間の「貿易戦争」が沈静化に向かっても、「ハイテク戦争」は収まらないだろう。実際、米国は、安全保障上の懸念を理由に、ファーウェイをはじめとする中国のハイテク企業を米国市場から排除しようとしており、中国資本による米国のハイテク企業の買収を阻止しようとしている。中国経済の台頭が続き、米国が中国を戦略的競争相手国として捉えている以上、米中対立は避けられず、摩擦が長期化する可能性は高い。

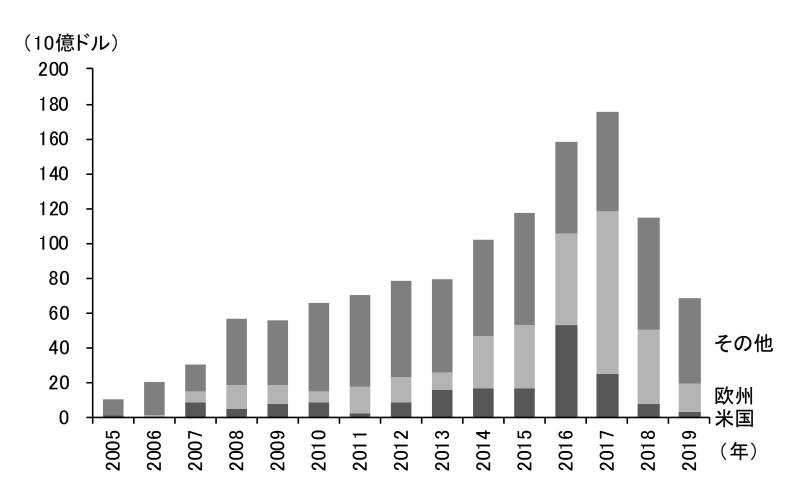


(注) ドルベース。なお、2020年は1月のデータが公表されておらず、1月と2月の数字はともに1-2月の累計。 (出所) 中国税関より野村資本市場研究所作成





(出所) U.S. Census Bureauより野村資本市場研究所作成



(出所) American Enterprise Institute, "China Global Investment Tracker 2019"より野村資本市場研究所作成

#### 第18期三中全会(2013年11月)で提示した市場化改革が 進んでいない理由(その一)



(『改革方法論と推進方式研究』、国務院発展研究センター研究シリーズ、2015)

- 1 第18期三中全会の「決定」において、「思想を解放し、生産力を解放し、社会の活力を解放しなければならない」と明確に提起されたにもかかわらず、実際には、自由な政策討論が制限されている。
- 2. 改革案は政府の関連部門が自ら制定することが多く、広く社会の意見を求めることも、第三者評価の手順を踏むこともなかった。こうしたやり方では、部門の自らの利益追求を抑えることは難しく、公衆の利益と国家利益の最大化を実現することもできない。
- 3. 中央政府は反腐敗、行政簡素化、権限移譲などを含む一連の改革を実施し、政府の権威と信頼性を極力 回復しようと努めてきたが、地方政府の実際の政策運営においては、信頼性を傷つけるような事件が頻発 した。
- 4. 改革の重点がはっきりしていない。第18期三中全会の「決定」は、経済、政治、文化、社会、環境、軍隊、 党建設など15の分野にわたって、改革の全面的深化に関する60項目に及ぶ改革任務を提起したが、力 が分散されてしまった結果、デモンストレーション(顕示)効果や牽引効果を形成できなかった。

#### 第18期三中全会(2013年11月)で提示した市場化改革が 進んでいない理由(その二)



(『改革方法論と推進方式研究』、国務院発展研究センター研究シリーズ、2015)

- 5. 「頂層設計」(トップレベルの設計)と末端レベルの探求の間の連携がうまくとれていない。自由貿易区の設置の例のように、中央政府による過剰な規制が妨げとなり、ボトムアップ改革の強みが発揮できていない。
- **6** 反腐敗の効力を持続させるために、キャンペーンを展開することを超えて、さらなる制度建設が待たれる。
- 7 改革に明確な受益集団が欠けており、このことは改革推進の積極性に悪影響を与えてしまう。逆に、過剰 生産能力の削減など、構造改革を進める際に、不利益を被る既得権益集団の抵抗に遭ってしまう。
- 8. 人事考課が改革の成績と連結しておらず、インセンティブ・メカニズムが欠けている。改革の意識をもち、 改革の能力をもった優位な幹部を起用し、彼らに改革の実験を展開する大きな余地を与え、改革の試行 錯誤の容認度を高めるべきである。



#### さらなる改革開放に向けて(その一)

(『改革方法論と推進方式研究』、国務院発展研究センター研究シリーズ、2015)

- 近代国家のガバナンス体制の確立を目標とする
  - 政府と市場の関係の核心は市場経済で、改革の方向性は市場に権限を委譲することである。その基本原則は、企業ができることは企業に任せ、市場調節に委ねることとし、企業ができなく市場がうまく調節できないことだけ政府が介入し、市場の失敗を補完することである。
  - 政府と国民の関係の核心は民主法治で、改革の方向性は社会に権限を委譲することである。その基本原則は、国民自身ができることは国民に任せ、国民ができないことだけ社会(組織)に調整を任せることとし、老人、弱者、病人、障碍者に必要な社会保障を提供するなど、国民ができなく社会の調整がうまく行かないことだけ政府が支援することである。
  - 中央(政府)と地方(政府)の関係の核心は、地方(財政)の自治で、改革の方向性は地方に権限を委譲することである。その基本原則は、地方政府ができることは地方政府に任せ、大きな自然災害が発生した時の救援や社会動員など、地方政府ができない、あるいはうまく対応できないことだけ、中央政府が手助けすることである。

#### ■ 思想を一層解放する

- 改革は伝統的体制からの離反であり、思想の面で大きな突破がなければ、改革が問題の本質に触れることは難しい。
- 中国の改革の経過を見ると、最も鮮明な特徴は「思想先行」であり、論争と思想の解放を通じ、改革の余地と領域を広げた 点である。



#### さらなる改革開放に向けて(その二)

(『改革方法論と推進方式研究』、国務院発展研究センター研究シリーズ、2015)

- ■「頂層設計」(トップレベルの設計)を強化すると同時に末端レベルの探求を奨励する
  - 「頂層設計」と末端レベルの探索は、それぞれ、トップダウンとボトムアップの改革を意味し、両者は代替関係ではなく、補 完関係にある。

#### ■ さらなる対外開放を推進する

- 対外開放は、外資導入を通じて資金や技術、経営ノウハウをもたらしているだけでなく、国内体制の改革の推進に大きな威力を発揮することができる。
- 開放された環境では、人と情報の交流が盛んになり、また、諸外国の経験と教訓は改革に取り組む際の参考となる。
- 対外開放は、競争を促進する効果がある。
- 対外開放は、外圧をもたらし、経済改革を加速させる力となる。実際、中国は、2001年のWTO加盟に合わせて、政府行為の規範化や許認可制の廃止など多くの改革を実施した。
- 現在、米中貿易摩擦が激化しており、米国は中国に対して、関税の引き下げや、知的所有権の保護の強化、外資規制の 緩和、さらなる市場化の推進などを求めている。これらの政策の実施は、短期的には痛みを伴うが、中期的には経済を活 性化させるなど、中国にとってむしろメリットが大きい。
- 中国は、WTO加盟と同様に、今回も外圧をテコに改革開放を加速させるチャンスとして生かすべきである。

- ■「危機」(新型コロナウイルス)と「外部圧力」(米中貿易戦争)が改革の最大の原動力であるとすれば、中国にとって、今こそ改革の絶好のタイミングになる。
- ■中国は、このチャンスを捉えることができるか。





#### 略歴 関志雄(かんしゆう) 野村資本市場研究所 シニアフェロー

学歴・職歴

1957 香港生まれ

1979 香港中文大学経済学科卒

1986 東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学、東京大学経済学博士(1996年)

1986 香港上海銀行(Hong Kong & Shanghai Bank)入社、本社経済調査部エコノミスト

1987 野村総合研究所入社、経済調査部主任研究員、経済調査部アジア調査室室長など

(1999.9~2000.6 ブルッキングス研究所北東アジア政策研究センター客員研究員)

2001 独立行政法人 経済産業研究所 上席研究員

2004 野村資本市場研究所 シニアフェロー

日本政府委員

経済審議会21世紀世界経済委員会委員(1996-97年)

財務省関税・外国為替等審議会専門委員(1997-99年、2003年-2010年)

内閣府「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会 グローバル化WG委員(2004年)

主な著書・論文

『円圏の経済学』、日本経済新聞社、1995年(アジア・太平洋賞特別賞受賞)

『日本人のための中国経済再入門』、東洋経済新報社、2002年

『中国 未完の経済改革』、樊綱著・関志雄訳、岩波書店、2003年(アジア・太平洋賞特別賞受賞)

『人民元切り上げ論争』、編著、東洋経済新報社、2004年

『共存共栄の日中経済』、東洋経済新報社、2005年

『中国経済革命最終章』、日本経済新聞社、2005年

『中国経済のジレンマ』、筑摩書房、2005年

『中国を動かす経済学者たち』、東洋経済新報社、2007年(第三回樫山純三賞受賞)

『チャイナ・アズ・ナンバーワン』、東洋経済新報社、2009年

『中国二つの罠』、日本経済新聞出版社、2013年

『中国「新常態」の経済』、日本経済新聞出版社、2015年

ホームページ

「中国経済新論」(http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/index.htm)というホームページを主宰し、

日本の読者向けに発信している。

本資料は、ご参考のために株式会社野村資本市場研究所が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、株式会社野村資本市場研究所はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社野村資本市場研究所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。